

資料提供(投げ込み) 令和2年5月26日(火)	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
危機管理部 危機管理課 (電話059-229-3281)	危機管理課長 出口 真也

津市新型コロナウイルス感染症対策本部の継続について

このことについて、昨日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第32条第1項の規定に基づき、北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県に出していた緊急事態宣言の解除を決定し、同法第32条第5項の規定に基づき緊急事態解除宣言を発出されました。

このことによって、本市が同法第34条第1項の規定に基づき設置していた津市新型コロナウイルス感染症対策本部は、同法第37条の規定に基づき廃止となりますが、今後も引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策及び市民や事業者等への支援対策を講じる必要があることから、本市の同対策本部は、令和2年5月25日付けで、津市危機管理指針に基づく津市新型コロナウイルス感染症対策本部として設置、継続しました。